平成28年6月2日 規程第98号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学則(以下「学則」という。)第55条第2項の規定に基づき、公開講座の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、本学の教育研究を広く社会に公開し、社会人等の芸術に関する教養を高め、 芸術文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「部局」とは、美術工芸学部(大学院美術工芸研究科を含む。)、 教育研究センター、国際交流センター、**社会共創センター**、美術工芸研究所をいう。 (種類)

- 第4条 公開講座の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般公開講座 当該部局において企画し実施する講座
 - (2) 委託による公開講座 地方公共団体、民間企業等からの委託を受けて実施する講座
- 2 前項第2号の委託による公開講座の経費は、原則として委託者が負担するものとする。 (実施計画)
- 第5条 公開講座を実施しようとする部局の長は、実施計画書を学長に提出し、学長の承認を 得るものとする。

(講師)

第6条 公開講座の講師は、本学の教職員とする。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験等を有する者を講師として委嘱できるものとする。

(単位の授与等)

- 第7条 法令等に基づいて実施する公開講座のほか、学長が単位の授与を認めた公開講座については、学長が単位を授与することができる。
- 2 前項の単位は、当該公開講座の所定の課程についての受講を修了した者で、成績判定に合格したものに授与する。
- 3 単位の計算方法については、学則第34条の定めるところによる。

(修了証書の授与)

第8条 公開講座において、所定の課程を修了したと認められた者又は所定の単位を修得した 者に対し、修了証書を授与することができる。

(講習料)

- 第9条 一般公開講座の講習料は、学長が別に定めるものとする。
- 2 委託による公開講座の講習料は、原則として徴収しない。ただし、これにより難い場合は、委託者と協議し、学長が定めるものとする。
- 3 公開講座(委託による公開講座のうち講習料を徴収しない講座を除く。)の受講を認められ た者は、講習料を納付しなければならない。
- 4 既納の講習料は、原則として返還しない。

(事務)

第10条 公開講座の事務は、当該公開講座を実施する部局と連携して事務局が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月2日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。